

確定申告について…

年末調整を行っている公務員や会社員は、原則的には確定申告をおこなわなくてもよいことになっています。ただし、年末調整で処理できない以下の項目については、税務署に確定申告することにより税金が戻ってくる可能性があります。主なものは以下のとおりです。

- ・1年目の住宅ローン税額控除
- ・医療費控除(10万円以上)又はセルフメディケーション税制(1万2千円以上)
- ・寄付金控除やふるさと納税(ワンストップオクシオンは除く)
- ・年末調整で控除できなかった証明書がある
- ・年末調整に提出した書類に誤りがある 等々



確定申告期間は2月中旬から3月上旬まで
となりますのでご注意ください！！

亀山市教育研究推進協議会 第3回一斉研(授業研)について

11月13日(水)に 亀山市教育研究推進協議会 第3回一斉研 が14の部会にわかれて開催されます。旅行命令書の登録や旅費の精算の際は、次の点にご留意ください！！

- ・用務内容
共通用務内容から選択
「亀山市教育研究推進協議会 研修」
- ・学校独自コード
「0001」(研修に関するもの(県内))

年末調整 締切せまる！！

11月5日(火) 校内締切



※期日までに書類が整わない場合は、原則確定申告をお願いしています。
(年末調整後に子どもが生まれた等の特別な事象は除きます)

※校内締切に間に合わない事情がある場合は、必ず事前に学校事務職員までご相談ください。

AEDの更新について

更新時期を迎えたため、9月に新しいAEDが届きました。(亀山西小学校のみ昨年度更新済み)
いざという時のため、設置場所及び新しいオレンジ色のAEDをぜひご確認ください！！



特殊勤務実績簿について

11月分

11月25日(月) 締切

その後、すぐにシステム入力し12月の給与で支給します。期限までの提出にご協力ください。



◆学校事務に関するお問い合わせや相談ごと 亀山市学校事務センターまで
専用電話 82-1177 FAX 82-2766